

答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した児童福祉法(以下「法」という。)27条1項3号の規定に基づく入所措置を解除する処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長(以下「処分庁」という。)が、令和4年1月19日付けの措置解除決定通知書により請求人に対して行った、請求人の子に係る法27条1項3号の規定に基づく児童福祉施設への入所措置を解除する処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

私の許可を取らず、しかも裁判が終わっていない中にこの決定をすることに不服である。そもそも、私が控訴をして裁判はまだ終わっていない。せめて裁判が完全に終了してからこの措置を行うことを求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 1 1 月 1 5 日	諮問
令和 4 年 1 2 月 1 6 日	審議（第 7 3 回第 4 部会）
令和 5 年 1 月 1 0 日	審議（第 7 4 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 通告

法 2 5 条 1 項は、要保護児童を発見した者は、児童相談所等に通告しなければならないとしている。

(2) 都道府県知事への報告

法 2 6 条 1 項は、児童相談所長は、法 2 5 条 1 項の規定による通告を受けた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、法 2 6 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、その 1 つとして、1 号に、法 2 7 条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを挙げる。

(3) 入所措置

法 2 7 条 1 項は、都道府県は、法 2 6 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童につき、法 2 7 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、その 1 つとして、3 号に、児童を、乳児院等に入所させることを挙げる。

東京都においては、法 2 7 条 1 項の措置を採る知事の権限は、法 3 2 条 1 項及び児童福祉法施行細則（昭和 4 1 年東京都規則第 1 6 9 号）1 条 1 項 1 号により、児童相談所長に委任されている。

(4) 措置等の解除に係る説明等

法 3 3 条の 4 第 4 号は、都道府県知事、児童相談所長等は、法

27条1項3号の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る児童の親権を行う者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならないとしている。

なお、法33条の5は、法27条1項3号の措置を解除する処分については、行政手続法第3章（不利益処分）（12条（処分の基準）及び14条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定は、適用しないとしている。

(5) 児童家庭支援センター（子ども家庭支援センター）の役割

法44条の2は、児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、法26条1項2号及び法27条1項2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とするとしている。

2 本件処分についての検討

(1) 事実の整理・認定

これを本件についてみると、次の各事実が認められる。

ア 処分庁は、〇〇区子ども家庭支援センターからの要請を受けて請求人ら及び本児について相談等の対応を開始し、本児を本件施設に入所させた（本件措置処分）。

イ 担当職員は、本件判決の前に、請求人らに対して、本件判決の結果に基づき親権者となった者への家庭復帰を進める方向である旨を説明し、請求人らから了解を得た。本児の親権者を夫とする判決（本件判決）が出たため、児相は、本児と夫との交流を深めるべく、夫の本件施設での宿泊体験や本児の夫宅での外泊交流の実施を進めた。

ウ 処分庁は、本児と夫との交流は順調であり、養育上の問題も

みられないこと、また、本児の愛着形成を図る重要な時期において本件施設での養育が長期に及ぶことは望ましくないことを理由として、本児の本件施設への入所措置（本件措置処分）を解除することを決定し（本件処分）、本件処分通知書により請求人らに通知した。

(2) 審査会の判断

本件処分は、処分庁が、本件判決の内容に従って、本児の親権は夫にあるものとして、本児と夫との交流を進め、その結果、その交流が順調であり養育上の問題もなく、また、本児の愛着形成を図る重要な時期に、本件施設への入所が長期化することは望ましくないと判断した上で、本件措置処分の解除をしたものであり（上記(1)・ウ）、その処分庁の判断に不合理な点は認められない。

また、法27条1項3号の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る児童の親権を行う者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならないとされているところ（1・(4)）、処分庁は、本件判決の前に、請求人らに対して、本件判決の結果に従い親権者となった者の家庭に本児を復帰させる方向であることを説明し、請求人らの意見を聴いていることから（上記(1)・イ）、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに則り適正に行われたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件処分は、請求人の許可を取らずに、本件判決が確定されていないにもかかわらず行われたとして、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

しかし、法は、措置の解除に当たって、請求人らの意見を聴くことは求めているが、請求人の許可を得ることまでは定めていない。また、確定判決がなければ、措置を解除してはならないとの法令等の定めはなく、確定判決の有無は本件処分の違法・不当に影響しな

い。

したがって、請求人の主張には理由がない。

なお、本件においては、処分庁は請求人に対し、法で求められている意見聴取手続を実施していることを付言する。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子